

第 9 章

環境影響評価の項目並びに調査、予測
及び評価の手法についての
経済産業大臣の助言

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言

「環境影響評価法」第11条第2項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、経済産業大臣からの助言はない。

(空白)